

釧路市役所本庁舎ボイラー運転管理業務仕様書

- 1 ボイラー運転管理業務の範囲は、本庁舎における下記の業務とする。
 - (1) 暖房用ボイラー及びその付属設備、並びに給湯ボイラーの運転管理
 - (2) 暖房用蒸気の送気操作、給油装置、ラジエーター、バルブ、スチームトラップ、減圧装置、管末トラップ、その他付属設備の点検調整
 - (3) 配管の凍結防止及び各室の温度保全のための送気業務
 - (4) 軽微な破損故障箇所の修理（ただし、施設の責任者の判断を必要とする破損、故障は除く。）
 - (5) 地下暖房用空調機の運転調整
 - (6) その他、暖房運転管理上必要となる業務

- 2 委託期間と業務期間及び業務時間と従事者配置数は、別紙 1～11 のとおりとする。
ただし、同等以上の従事者を配置する場合は別紙 1～11 のとおりでなくとも差し支えない。

- 3 ボイラーの運転時間、送気時間、点検時間は別紙 12 のとおりとし、室温が 17℃以上 28℃以下で平均 21℃となるように努めること。ただし、外気温の変化、部屋の利用状況など事情が変化した場合は、系統別（系統一覧は別紙 13・14 のとおり）に送気するなど臨機応変に対処すること。

- 4 従事者は、業務実施中に異常又は事故を発見したときは、適切な処置を行うとともに速やかに総務課長（又は指定する者）に通報し、指示を仰ぐこと。

- 5 従事者は、毎日ボイラー等運転管理業務実施報告書及びボイラー設備点検表を総務課長に提出するとともに必要事項を口頭により説明すること。
これらの月報の提出も同様とする。

- 6 従事者はボイラーの効率運転に努め、極力燃料の使用を節約するとともに、燃料の使用簿を備え付け、毎日の使用状況を明らかにし、月毎の使用量を総務課長に報告すること。

- 7 従事者の配置条件は次のとおりとする。
 - (1) 従事者は、ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく 1 級免許及び 2 級免許並びに消防法に基づく危険物取扱者（乙種第 4 類）の資格を有する者をあてること。
 - (2) 受託者は、1 級免許所有者のうちから作業主任者を選任し届け出ること。
 - (3) 受託者は、特別な理由がない限り同一作業員を派遣するものとし、変更のある場合は、総務課長に届け出ること。
 - (4) 従事者は、設備点検、調整等で指定された部屋以外に入室を必要とするときは、警備室に連絡又は警備員と同伴により入室すること。
 - (5) 業務実施にあたっては、ボイラー及び圧力容器安全規則、消防法及び労働安全衛生法等に基づく法令の規定を遵守すること。

令和2年度 年間ボイラー従事期間等一覧表

別紙1

月		主任	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者
		8:00~17:00	10:00~19:00	6:40~13:40	13:20~20:20	20:00~7:00	6:40~13:40	13:30~20:20	22:00~5:00
		日勤	日勤 (11月平日)	日勤早番 (平日)	日勤遅番 (平日)	夜勤	日勤早番 (土日休日)	日勤遅番 (土日休日)	深夜手当
4	日	21	0	21	21	30	9	9	30
	時	168	0	126	126	240	54	54	120
5	日								
	時								
6	日								
	時								
7	日								
	時								
8	日								
	時								
9	日								
	時								
10	日								
	時								
11	日	19	19	0	0	0	0	0	0
	時	152	152	0	0	0	0	0	0
12	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
1	日	19	0	19	19	31	12	12	31
	時	152	0	114	114	248	72	72	124
2	日	18	0	18	18	28	10	10	28
	時	144	0	108	108	224	60	60	112
3	日	23	0	23	23	31	8	8	31
	時	184	0	138	138	248	48	48	124
計	日	120	19	101	101	151	50	50	151
	時	960	152	606	606	1,208	300	300	604

令和3年度 年間ボイラー従事期間等一覧表

別紙2

月		主任	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者
		8:00~17:00	10:00~19:00	6:40~13:40	13:20~20:20	20:00~7:00	6:40~13:40	13:30~20:20	22:00~5:00
		日勤	日勤 (11月平日)	日勤早番 (平日)	日勤遅番 (平日)	夜勤	日勤早番 (土日休日)	日勤遅番 (土日休日)	深夜手当
4	日	21	0	21	21	30	9	9	30
	時	168	0	126	126	240	54	54	120
5	日								
	時								
6	日								
	時								
7	日								
	時								
8	日								
	時								
9	日								
	時								
10	日								
	時								
11	日	20	20	0	0	0	0	0	0
	時	160	160	0	0	0	0	0	0
12	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
1	日	19	0	19	19	31	12	12	31
	時	152	0	114	114	248	72	72	124
2	日	18	0	18	18	28	10	10	28
	時	144	0	108	108	224	60	60	112
3	日	22	0	22	22	31	9	9	31
	時	176	0	132	132	248	54	54	124
計	日	120	20	100	100	151	51	51	151
	時	960	160	600	600	1,208	306	306	604

令和4年度 年間ボイラー従事期間等一覧表

別紙3

月		主任	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者
		8:00~17:00	10:00~19:00	6:40~13:40	13:20~20:20	20:00~7:00	6:40~13:40	13:30~20:20	22:00~5:00
		日勤	日勤 (11月平日)	日勤早番 (平日)	日勤遅番 (平日)	夜勤	日勤早番 (土日休日)	日勤遅番 (土日休日)	深夜手当
4	日	20	0	20	20	30	10	10	30
	時	160	0	120	120	240	60	60	120
5	日								
	時								
6	日								
	時								
7	日								
	時								
8	日								
	時								
9	日								
	時								
10	日								
	時								
11	日	20	20	0	0	0	0	0	0
	時	160	160	0	0	0	0	0	0
12	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
1	日	19	0	19	19	31	12	12	31
	時	152	0	114	114	248	72	72	124
2	日	19	0	19	19	28	9	9	28
	時	152	0	114	114	224	54	54	112
3	日	22	0	22	22	31	9	9	31
	時	176	0	132	132	248	54	54	124
計	日	120	20	100	100	151	51	51	151
	時	960	160	600	600	1,208	306	306	604

令和5年度 年間ボイラー従事期間等一覧表

別紙4

月		主任	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者
		8:00~17:00	10:00~19:00	6:40~13:40	13:20~20:20	20:00~7:00	6:40~13:40	13:30~20:20	22:00~5:00
		日勤	日勤 (11月平日)	日勤早番 (平日)	日勤遅番 (平日)	夜勤	日勤早番 (土日休日)	日勤遅番 (土日休日)	深夜手当
4	日	20	0	20	20	30	10	10	30
	時	160	0	120	120	240	60	60	120
5	日								
	時								
6	日								
	時								
7	日								
	時								
8	日								
	時								
9	日								
	時								
10	日								
	時								
11	日	20	20	0	0	0	0	0	0
	時	160	160	0	0	0	0	0	0
12	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
1	日	19	0	19	19	31	12	12	31
	時	152	0	114	114	248	72	72	124
2	日	19	0	19	19	29	10	10	29
	時	152	0	114	114	232	60	60	116
3	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
計	日	118	20	98	98	152	54	54	152
	時	944	160	588	588	1,216	324	324	608

令和6年度 年間ボイラー従事期間等一覧表

別紙5

月		主任	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者	従事者
		8:00~17:00	10:00~19:00	6:40~13:40	13:20~20:20	20:00~7:00	6:40~13:40	13:30~20:20	22:00~5:00
		日勤	日勤 (11月平日)	日勤早番 (平日)	日勤遅番 (平日)	夜勤	日勤早番 (土日休日)	日勤遅番 (土日休日)	深夜手当
4	日	21	0	21	21	30	9	9	30
	時	168	0	126	126	240	54	54	120
5	日								
	時								
6	日								
	時								
7	日								
	時								
8	日								
	時								
9	日								
	時								
10	日								
	時								
11	日	20	20	0	0	0	0	0	0
	時	160	160	0	0	0	0	0	0
12	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
1	日	19	0	19	19	31	12	12	31
	時	152	0	114	114	248	72	72	124
2	日	18	0	18	18	28	10	10	28
	時	144	0	108	108	224	60	60	112
3	日	20	0	20	20	31	11	11	31
	時	160	0	120	120	248	66	66	124
計	日	118	20	98	98	151	53	53	151
	時	944	160	588	588	1,208	318	318	604

ボイラー運転従事者基本勤務時間表

別紙6

11月の体制

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
平日	主任								■	■	■	■	■	○	○	■	■	■	■					
	従事者A										■	■	■	○	○	■	■	■	■	■				
	従事者B																							
	従事者C																							

4月及び12月～3月の体制

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
平日	主任								■	■	■	■	○	○	■	■	■	■						
	従事者A																	○	○	■	■	■	■	■
	従事者B												○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	従事者C	深	深	深	深	☆	☆	☆	☆	深	深												○	○

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
土日休日	従事者D											○	○											
	従事者E																		○	○	■	■	■	■
	従事者F	深	深	深	深	☆	☆	☆	☆	深	深												○	○

- … 休憩時間
- ☆ … 仮眠時間
- 深 … 深夜手当対象時間(25%UP)

11月		
主任	8:00~17:00	8h
従事者A	10:00~19:00	8h

4月及び12~3月		
主任	8:00~17:00	8h
従事者A・E	13:20~20:20	6h
従事者B・D	6:40~13:40	6h
従事者C	20:00~7:00	8h
深夜手当	22:00~5:00	4h

令和2年度年間勤務日数

別紙7

(単位:日)

	土	日	休日(祝日等)	小計	月～金	合計
4月	4	4	1	9	21	30
5月	5	5	3	13	18	31
6月	4	4	0	8	22	30
7月	4	4	2	10	21	31
8月	5	5	1	11	20	31
9月	4	4	2	10	20	30
10月	5	4	0	9	22	31
11月	4	5	2	11	19	30
12月	4	4	3	11	20	31
1月	5	5	2	12	19	31
2月	4	4	2	10	18	28
3月	3	4	1	8	23	31
合計	51	52	19	122	243	365

令和3年度年間勤務日数

別紙8

(単位:日)

	土	日	休日(祝日等)	小計	月～金	合計
4月	4	4	1	9	21	30
5月	5	5	3	13	18	31
6月	4	4	0	8	22	30
7月	5	4	1	10	21	31
8月	4	5	1	10	21	31
9月	4	4	2	10	20	30
10月	5	5	1	11	20	31
11月	4	4	2	10	20	30
12月	4	4	3	11	20	31
1月	5	5	2	12	19	31
2月	4	4	2	10	18	28
3月	4	4	1	9	22	31
合計	52	52	19	123	242	365

令和4年度年間勤務日数

別紙9

(単位:日)

	土	日	休日(祝日等)	小計	月～金	合計
4月	5	4	1	10	20	30
5月	4	5	3	12	19	31
6月	4	4	0	8	22	30
7月	5	5	1	11	20	31
8月	4	4	1	9	22	31
9月	4	4	2	10	20	30
10月	5	5	1	11	20	31
11月	4	4	2	10	20	30
12月	5	4	2	11	20	31
1月	4	5	3	12	19	31
2月	3	4	2	9	19	28
3月	4	4	1	9	22	31
合計	51	52	19	122	243	365

令和5年度年間勤務日数

別紙10

(単位:日)

	土	日	休日(祝日等)	小計	月～金	合計
4月	4	5	1	10	20	30
5月	4	4	3	11	20	31
6月	4	4	0	8	22	30
7月	5	5	1	11	20	31
8月	4	4	1	9	22	31
9月	4	4	2	10	20	30
10月	4	5	1	10	21	31
11月	4	4	2	10	20	30
12月	5	5	1	11	20	31
1月	4	4	4	12	19	31
2月	4	4	2	10	19	29
3月	5	5	1	11	20	31
合計	51	53	19	123	243	366

令和6年度年間勤務日数

別紙11

(単位:日)

	土	日	休日(祝日等)	小計	月～金	合計
4月	4	4	1	9	21	30
5月	3	4	3	10	21	31
6月	5	5	0	10	20	30
7月	4	4	1	9	22	31
8月	5	4	1	10	21	31
9月	4	5	2	11	19	30
10月	4	4	1	9	22	31
11月	4	4	2	10	20	30
12月	4	5	2	11	20	31
1月	4	4	4	12	19	31
2月	4	4	2	10	18	28
3月	5	5	1	11	20	31
合計	50	52	20	122	243	365

※市役所の年末年始の休日は(12/29～1/3)

ボイラー送気時間・送気系統

別紙12

送気時間	ボイラー使用台数	送気系統数	送気系統箇所
0:00	1台	2系統	1Fロビー・管理系統
3:00	2台	13系統	議場・地下温風暖房以外
6:00	1台	2系統	1Fロビー・管理系統
8:10	2台	13系統	議場・地下温風暖房以外
10:00	2台	13系統	議場・地下温風暖房以外
11:00	1台	4系統	委員会系統・管理系統 総務部系統・電話交換室
13:00	2台	13系統	議場・地下温風暖房以外
16:00	2台	6系統	議会事務局系統・委員会室系統・1階ロビー系統 管理系統・特別室系統・電話交換室系統
18:00	1台	2系統	1Fロビー・管理系統
21:00	1台	2系統	1Fロビー・管理系統

執務室温度測定	
7:00・13:00	
計 2回	36箇所

執務室監視温度計測定	
7:00、10:00、13:00、16:00、22:00	
計 5回	25箇所

4月及び12月から3月までは凍結防止のために、18:00から6:00まで夜間運転する

釧路市役所ボイラー系統一覽(課名)

別紙13

①	南系統	市民税課	資産税課	納税課	1Fロビー	2F議場入口	財政課	都市経営課	
		農林課	観光振興室	選挙管理委員会	住宅課	建築指導課	公園緑地課		
②	北系統	会計室	指定金融機関	1F職員入口ロビー	市民協働推進課	記者クラブ	2F会議室A・B	市有財産対策室	
		契約管理課	3F会議室	道路河川課	市友会	農林課分室	住宅公社	建築課	市役所ユニオン
③	北3・4・5階・企画課	3F会議室	産業推進室	商業労政課	都市計画課	都心部まちづくり推進室	都市経営課(統計)		
④	管理系	守衛室	医務室	生活福祉事務所トイレ・執務室	議会トイレ	2F会議室A・B			
⑤	特別室系統	税金窓口	秘書課	市長室					
⑥	委員会系統	議員控室	第1～3委員会室						
⑦(切替)	総務部系統	総務課	職員課	行財政改革室	厚生会				
	総務部系統(印刷室)	印刷室	喫茶店	理容室	娯楽室				
⑧	市民生活課	環境保全課(奥)	市民生活課						
⑨	連合町内会	連合町内会							
⑩	電話交換室	電話交換室							
⑪	北1・2階消費者協会	環境保全課	消費者協会	市民生活課	消費生活相談会				
⑫	議会事務局・生活福祉事務所(南)	生活福祉事務所(8～10担当)	議会事務局	議会応接室					
⑬	生活福祉事務所(北)	生活福祉事務所(1～7担当)							
⑭(切替)	ロビー系統	1Fギャラリー	庁舎案内	市政情報コーナー	赤ちゃんのへや				
	議場	議場							
⑮	地下温風暖房	食堂	売店	地下ロビー					

釧路市役所ボイラー系統一覽(図)

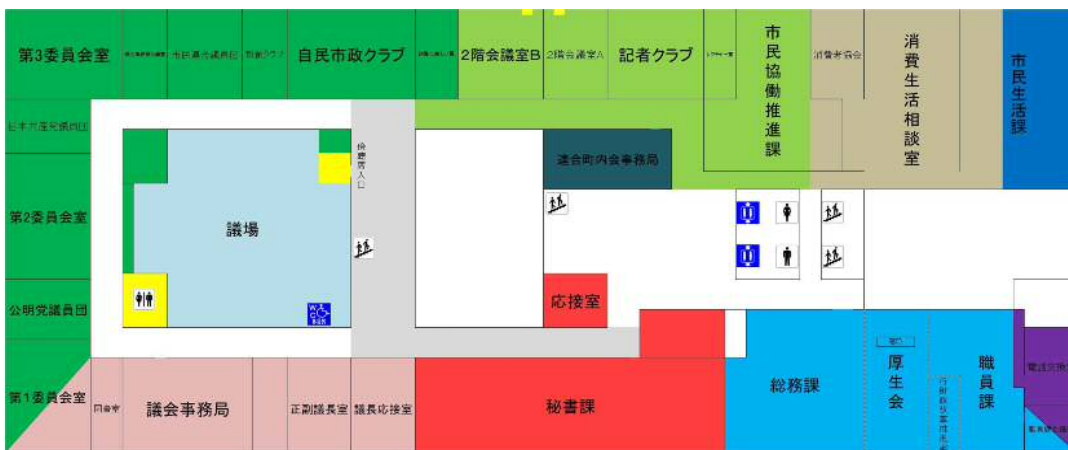
BF



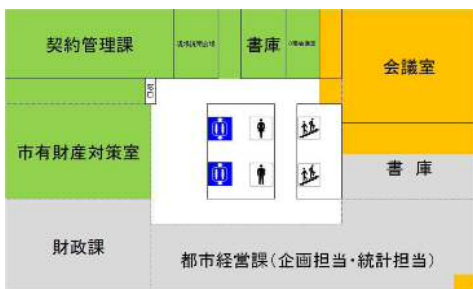
1F



2F



3F



4F



5F



業務に関連する環境保全活動の実施に関する仕様書

環境保全活動の実施を要請する事項は、次のとおりとする。

記

1 実施すべき活動保全活動

(省エネルギー)

■電気の節約 ■水の節約 ■燃料の節約

2 実施の手順

(1) 電気の節約

ボイラー業務を行う際には、必要外のところはこまめに消灯し又、全ての作業終了後は速やかに消灯する。

(2) 燃料の節約、水の節約

各部屋の温度を機械室の計器で測定するばかりでなく、実際に各部屋の温度を温度計で測って適切な温度を保つことに心がけ無駄な送気をしないようにする。

3 業務従事者への伝達

(1) 本契約に基づき、業務に従事する従業員に本仕様書及び関連する手順を確実に伝達すること。

(2) 業務に従事する従業員に対して、環境保全活動についての自覚の向上に努めること。

(3) 重油漏えい事故を想定した訓練を実施すること。

4 報告

業務従事者への伝達状況の概要及び本仕様書に基づき、業務の実施にあたって配慮した事項の概要について業務完了時に文書により総務部長に報告すること。